

区立障害者施設における「就労定着支援事業」の実施に伴う条例改正について

(付議の要旨)

障害者総合支援法の改正に伴い、区立障害者施設において就労定着支援事業を実施するため、世田谷区立障害者福祉施設条例を改正する。

1 主 旨

国では、一般就労した身体障害者や知的障害者の1年後の職場定着率が6割台に留まるなど、障害者の一般就労後の定着が課題となっていることを踏まえ、障害者総合支援法を改正し本年4月に「就労定着支援事業」を創設した。

区においては、従前より区立施設の「すきっぷ」や玉川福祉作業所等における就労移行支援事業の中で、職場への定着支援に積極的に取り組んできたところである。

今回の就労定着支援事業の創設を踏まえ、区では、本年3月の東京都による事業説明などに基づき、当該事業とこれまで実施してきた定着支援との支援内容の比較や業務量の精査を行い、事業実施に向けた検討を進めてきた。このほど、区立施設における実施体制等がまとまったため、就労定着支援事業の開始に向け、各施設の事業内容を定めている「世田谷区立障害者福祉施設条例」(以下「条例」という。)の改正を平成30年区議会第4回定例会に提案する。

2 就労定着支援事業の概要

(1) 対象者

就労移行支援事業、就労継続支援事業、生活介護事業、自立訓練事業を経て一般就労に移行し、6ヶ月以上就労が継続しているが、就労に伴う環境変化により生活面等の課題(職場の人間関係や体調管理、給料の浪費等)が生じている障害者。

(2) サービス提供施設

過去3年間で年平均1人以上、利用者を就労移行させた実績がある施設。

(3) サービス内容

- ・利用者との契約を結び、利用者の要望に基づき課題を整理した上で目標を設定し具体的な支援内容などを規定した個別支援計画を作成する。
- ・就労継続の課題の把握に向けた対面支援(面談)を月1回以上行う。
- ・雇用先事業所への訪問を月1回以上行うように努める。
- ・利用者の課題解決に向けた雇用先事業所や関係機関等との連絡調整を行う。
- ・利用期間は最大3年間(就労後3年6ヶ月まで)とする。

<これまでの区の定着支援の取組み>

「すきっぷ」をはじめとした区立の就労移行支援施設においては、従前より人員を配置し、基本報酬に定着支援の加算を得ながら、一般就労後3年にわたり定着支援に取り組んできた。具体的には、

- ・就労移行者の就労状況等確認のための電話連絡・面談(1人あたり平均年7回程度)
 - ・雇用先事業所への電話連絡や訪問(1人あたり平均年7回程度)
- といった内容であるため、より綿密な支援となる就労定着支援事業を実施し、定着支援の充実を図るものである。

3 条例改正

(1) 改正内容

条例別表第2中、上記2(2)の要件を満たす以下の施設について、提供する障害福祉サービスに「就労定着支援」を加える。

施設	障害福祉サービス
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ	就労移行支援 就労定着支援
世田谷区立玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援
世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援
世田谷区立砧工房	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援
世田谷区立砧工房 分場キタミ・クリーンファーム	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援

(2) 施行日

実施時期は平成31年1月を想定し準備を進めるが、東京都の事業所指定を受けなければならないため、条例の施行日は規則に委任する。

(3) 新旧対照表

別紙のとおり

4 実施施設における対応等

(1) 対象人数

「すきっぷ」39人、玉川福祉作業所(分場含む)4人、砧工房(分場含む)8人の利用を想定している。

各施設から一般就労に移行し、同一事業所での就労が6ヶ月から3年6ヶ月の間、継続している人数

(2) 体制

- ・利用対象者が多い「すきっぷ」については、個別支援計画の策定や対面支援の義務化等により事務量の増加が大きく、既存事業にも影響が出るため、平成31年度から人員増(1人)を行う。
- ・その他の施設は、現行の職員体制で実施する。

(3) 取組み内容

国の規定に基づくサービス提供に加え、利用者の状況によっては、医療機関を含めた関係機関と連携したケース会議も実施する。

5 経費概算(平成31年度)

歳入 16,000千円(自立支援サービス収入(就労定着支援事業分))

今回の対象5施設の合計。区立施設のため自立支援サービス費は区の歳入となる。

なお、旧制度では5施設合計で8,700千円の加算額だったため、7,300千円の増となる。

歳出 18,000千円(指定管理料(就労定着支援事業分))

今回の対象5施設の合計。事業経費として、区が指定管理者に対し指定管理料として支払うもの。なお、「すきっぷ」は人員増1名分の人件費(6,000千円)を含む。

6 他の区立施設の対応

制度改正前より、一般就労への移行支援と職場定着支援を行う役割は実質的に就労移行支援事業所が担ってきたことから、区立の他の就労移行支援事業所(3ヶ所)についても、今後、新制度の就労定着支援事業の事業所指定を受けられるよう取り組んでいく。

7 今後の予定

平成30年11月

福祉保健常任委員会報告

第4回区議会定例会に条例改正案を提出

平成31年 1月以降

就労定着支援事業の開始

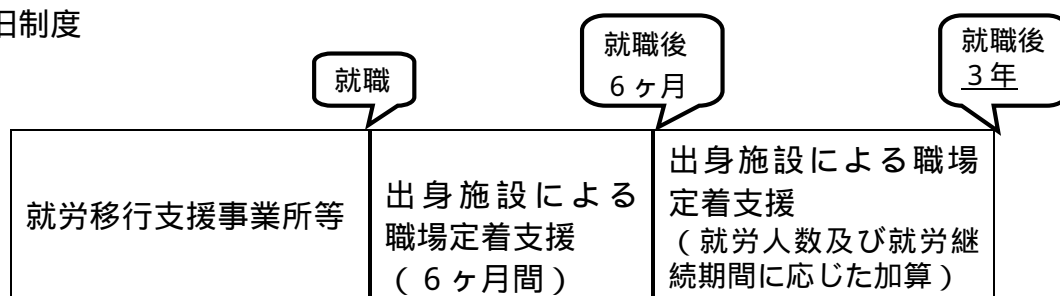
参考1

就労移行支援事業...一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障害者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

就労継続支援事業...一般就労が困難な障害者に、働く場の提供、知識・能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

参考2 旧制度と新制度下での就労定着支援について

旧制度



新制度

